

平成 19 年度都区財政調整協議結果の概要

平成 19 年度都区財政調整方針及び当初フレームは、平成 19 年 1 月 31 日の都区協議会において都区間で合意に達し、正式に決定された。

都区間の配分割合の変更については、三位一体改革の影響への対応、及び都補助事業の一部を区の自主事業として振り替えることで、調整税等の配分率を 3%増の 55%とすることになった。

また、交付金総額に対する普通交付金と特別交付金の割合については、95%対 5%とすることになった。

平成 19 年度の都区財政調整当初フレームの特徴は、次のとおりである。

①交付金総額

調整税等の合計は、1 兆 7,739 億 8,500 万円で、前年度と比べ 1,157 億 2,900 万円、率にして 7.0%の増となった。

内訳を見ると、固定資産税は、1 兆 65 億 100 万円で、前年度と比べ 140 億 2,000 万円、率にして 1.4%の増、市町村民税法人分は、前年度に引き続き大企業を中心とした企業収益の堅調な改善を背景に、7,424 億 2,400 万円で、前年度と比べ 1,174 億 9,900 万円、率にして 18.8%の増となった。また、特別土地保有税は、1,800 万円で、前年度と比べ 1 億 5,700 万円、率にして 89.7%の減となった。

なお、平成 11 年度から当分の間、恒久的減税に伴う市町村民税法人分の減収分を補てんするため、たばこ税調整額及び交付金調整額を調整三税に加算し、財調交付金の財源とする特例措置が講じられている。

これらの結果、交付金総額は、調整税等に条例で定める割合 55%を乗じて得た 9,756 億 9,200 万円の、平成 17 年度の精算額（収入見込額と決算額の差）37 億 4,700 万円を加算した 9,794 億 3,900 万円となり、前年度と比べ 1,103 億 1,300 万円、率にして 12.7%の増となった。

②基準財政収入額

基準財政収入額は、9,847 億 8,200 万円で、前年度と比べ 162 億 100 万円、率にして 1.6%の減となった。

なお、税目別に見ると、特別区民税は、定率減税の縮減などにより 7,239 億 8,600 万円で、前年度と比べ 644 億 8,800 万円、率にして 9.8%の増となった。軽自動車税は、前年度と比べ 2.6%増の 23 億 5,900 万円となった。特別区たばこ税は、701 億 9,900 万円で、前年度と比べ 33 億 6,300 万円、5.0%の増となっている。

また、配当割交付金は前年度と比べ、52.1%増の 71 億 6,100 万円、株式等譲渡所得割交付金は前年度と比べ 79.1%増の 79 億 9,000 万円となった。地方消費税交付金は、2.1%減の 1,114 億 5,900 万円、自動車取得税交付金は、7.9%増の 181 億 1,100 万円となっている。

譲与税関係では、所得譲与税が三位一体改革の税源移譲により皆減となって

いる。

③基準財政需要額

基準財政需要額は、1兆9,152億4,900万円で、前年度と比べ625億2,200万円、率にして3.4%の増となった。

このうち、経常的経費は、数値・単価の改定、レベルアップ、新規事業の算定等を行う一方で、算定方法の見直しなど、算定改善等を行った結果、1兆6,346億8,700万円で、前年度と比べ750億7,800万円、率にして4.8%の増となった。また、投資的経費は、2,805億6,200万円で、前年度と比べ125億5,600万円、率にして4.3%の減となった。

新規算定事業、算定改善等事業は、以下のとおりである。

◎基準財政収入額の算定

- ・ 特別区民税及び特例加（減）算（仮称）
 - * 特別区民税については、決算調定額、都区で確認した数値及び計算方法による標準算定とする。ただし、今回の見直しは、3年間の暫定措置とし、平成22年度算定で現行の算定方法に戻す。
 - * 税源移譲分100%算入措置である特例加（減）算（仮称）については、都区で確認した数値及び計算方法による標準算定とする。
 - * 区別算定と実態との間に乖離がある場合には、平成20年度財調協議の中で、精算も含め補正の方法について検討する。

◎基準財政需要額の算定

新規算定項目(6項目)

- ・ 子育てひろば事業費
- ・ 観光振興費
- ・ 地籍調査事業費
- ・ 特別支援教育経費
- ・ 普通教室冷房化経費
- ・ 学校統合に伴う調整措置（学校数急減補正の新設）

算定改善等(31項目)

<算定充実>

- ・ 公金取扱手数料（特別区民税コンビニ収納経費）
- ・ 安全安心まちづくり推進事業費
- ・ 区民関係等事務費（町会等地域団体各種助成金）
- ・ 地域社会福祉協議会育成費
- ・ 福祉タクシー事業費
- ・ 休日・準夜等診療事業費
- ・ 成人保健対策費（歯周疾患検診）
- ・ 妊産婦健康診査費

- ・ 労働総務費（高齢者就労対策事業助成金）
- ・ 電線類地中化事業経費
- ・ 街路灯維持補修費
- ・ 図書館管理運営費

<事業費の見直し>

- ・ 公共施設改良事業費（算定廃止）
- ・ 都市景観創出向上
- ・ 私道排水設備工事費助成事業費（算定廃止）
- ・ 小中学校新增築経費（新設校活性汚泥槽経費廃止）
- ・ 校外施設管理費
- ・ 特殊勤務手当（深夜等特殊勤務手当、警備夜勤手当、用地取得折衝業務手当等算定廃止）

<算定方法の改善>

- ・ 障害者自立支援法関連経費
- ・ 認証保育所運営費等事業費(単位費用化)
- ・ 福祉保健基盤等包括補助事業
- ・ 障害者施策推進包括補助事業
- ・ 高齢社会対策包括補助事業
- ・ 医療保健政策包括補助事業
- ・ 清掃費算定の改善
（収集車両費の態容補正Ⅱ及び処理処分費の態容補正の廃止含む）
- ・ 商工振興費（中小企業関連資金融資あっせん事業）
- ・ 公共施設屋上等緑化事業費（単位費用化）
- ・ 細街路拡幅整備事業経費（単位費用化）
- ・ 財産費（義務教育用地賃借料）
- ・ 退職手当費
- ・ 標準職員数等の改善
（標準職員数、標準給、委託化等事業費、再任用・再雇用職員経費）

その他(4項目)

- ・ 財政健全化対策（減債対策経費の算定）
- ・ 財政健全化対策（起債充当率の引き下げ）
- ・ 道路改良事業
- ・ 東京都の補助事業の一部を特別区の自主事業とすることに伴う財調算定上の整理

◎その他

- ・ 算定ルールの体系的整理

(2) 平成19年度都区財政調整方針及び当初フレームの決定

(平成19年1月31日 都区協議会)

平成19年度都区財政調整方針及び当初フレームは、平成19年1月11日の区長会総会に提示され、区長会はこれを了承した。

その後、1月31日の第3回都区協議会において、財調条例改正案とともに正式に合意された。

(1) 平成19年度都区財政調整方針

平成19年度の都区財政調整については、下記により行うものとする。

記

第一 基本的考え方

- 1 三位一体改革による特別区民税の減収及び国庫補助負担金削減の影響に係る都区財政調整上の対応については、配分率を2%アップすることとする。
- 2 都区のあり方検討が開始され、東京都から特別区への更なる事務移管等の方向が出されたことを踏まえ、先行的に東京都の補助事業の一部を特別区の自主事業とし、配分率を1%アップすることにより、特別区の自治の拡充に資する。

第二 基準財政収入額

- 1 基準財政収入額は、各特別区の財政力を合理的に測定する趣旨を踏まえながら、過去の実績に基づく標準算定を行う。
ただし、特別区民税については、前年度の決算調定額に三位一体改革の税源移譲に伴う影響を加味した額に基づいて標準算定を行う。
- 2 算定に当たっては、社会経済及び税制改正の動向、国税の状況等を考慮しつつ、標準徴収率により算定する。
- 3 三位一体改革の税源移譲に伴う影響額の100分の15に相当する額を特例加減算する。

第三 基準財政需要額

- 1 基準財政需要額は、特別区がひとしくその行うべき事務を遂行することができるよう、合理的かつ適正な方法により標準算定を行う。
- 2 特別区における行財政の実態を踏まえ、算定方法を見直すとともに、各測定単位における数値の増減、国・都の方針による増減等を見込むものとする。

第四 特別交付金

特別交付金については、各特別区の自主性が発揮され、さまざまな行政課題に独自の取組が行われてきている中で、普遍性がない等の理由により普通交付金では算定対象となっていない経費等を算定対象に追加する等、「その他特別な事情に要する経費」に対する措置の拡充、並びに普通交付金では対応できない不交付区の三位一体改革減収影響に対し、激変緩和措置を講ずることとする。これに伴い、特別交付金の総額は、交付金総額の2%から5%へ変更する。

第五 今後の措置

- 1 本方針に基づき、都と特別区及び特別区相互間の財政調整に関する条例の一部を改正する条例案及び予算案を都議会第1回定例会に付議するものとする。
- 2 区別の算定は、平成19年度測定単位の数値の確認を待って行う。

(2) 平成19年度都区財政調整(当初フレーム)

(単位：百万円、%)

区 分		平成19年度 当初見込ア	平成18年度 当初見込イ	差引増△減 ウ＝ア－イ	増減率 エ＝ウ／イ	備 考	
交 付 金 の 総 額	調 整 税 等	固定資産税	1,006,501	992,481	14,020	1.4	
		市町村民税法人分	742,424	624,925	117,499	18.8	
		特別土地保有税	18	175	△ 157	△ 89.7	
		たばこ税調整額	1,443	1,438	5	0.3	
		交付金調整額	23,599	39,237	△ 15,638	△ 39.9	
		計	1,773,985	1,658,256	115,729	7.0	
	条例で定める割合		55%	52%	—	—	
	当年度分		975,692	862,293	113,399	13.2	
	精算分		3,747	6,833	△ 3,086	—	
	計 A		979,439	869,126	110,313	12.7	
	内 訳	普通交付金分 A×95%	930,467	98% 851,744	78,723	9.2	
特別交付金分 A×5%		48,972	2% 17,382	31,590	181.7		
基準財政収入額 B		984,782	1,000,983	△ 16,201	△ 1.6		
特 別 区 税	特別区民税	723,986	659,498	64,488	9.8		
	軽自動車税	2,359	2,299	60	2.6		
	特別区たばこ税	70,199	66,836	3,363	5.0		
	鉦産税	0	0	0	0.0		
小計		796,544	728,633	67,911	9.3		
利子割交付金		12,334	8,969	3,365	37.5		
配当割交付金		7,161	4,707	2,454	52.1		
株式等譲渡所得割交付金		7,990	4,460	3,530	79.1		
地方消費税交付金		111,459	113,873	△ 2,414	△ 2.1		
ゴルフ場利用税交付金		47	54	△ 7	△ 13.0		
自動車取得税交付金		18,111	16,780	1,331	7.9		
特別交付金		12,203	45,616	△ 33,413	△ 73.2		
計		965,849	923,092	42,757	4.6		
地方特例交付金		2,291	—	2,291	皆増		
地方道路譲与税		4,632	4,587	45	1.0		
自動車重量譲与税		13,047	13,017	30	0.2		
航空機燃料譲与税		813	805	8	1.0		
所得譲与税		0	40,985	△ 40,985	皆減		
交通安全対策特別交付金		1,602	1,587	15	0.9		
合計		988,234	984,073	4,161	0.4		
特例加算額		0	16,910	△ 16,910	皆減		
特例加減算額		△ 3,452	—	△ 3,452	—		
基準財政需要額 C		1,915,249	1,852,727	62,522	3.4		
経常的経費		1,634,687	1,559,609	75,078	4.8		
投資的経費		280,562	293,118	△ 12,556	△ 4.3		
差引 C－B		930,467	851,744	78,723	9.2		
交 付 額	普通交付金	930,467	851,744	78,723	9.2		
	特別交付金	48,972	17,382	31,590	181.7		
	計	979,439	869,126	110,313	12.7		

注) 計数整理の結果、変動することがある。

(3) 平成19年度基準財政需要額の増減説明

《経常的経費》75,078百万円(4.8%増)

1	新規算定	6,041百万円
	主な内容	
	○ 観光振興費	602百万円
	○ 特別支援教育経費	1,034百万円
	○ 普通教室冷房化経費	3,203百万円
	○ 地籍調査事業費	207百万円
	○ 学校統合に伴う調整措置(学校数急減補正の新設)	933百万円
2	算定充実	9,470百万円
	主な内容	
	○ 区民関係等事務費(町会等地域団体各種助成金)	620百万円
	○ 地域社会福祉協議会育成費	3,404百万円
	○ 福祉タクシー事業費	2,419百万円
	○ 街路灯維持補修費	859百万円
3	事業費の見直し	△1,419百万円
	主な内容	
	○ 公共施設改良事業費	△590百万円
	○ 私道排水設備工事費助成事業費	△374百万円
4	算定方法の改善等	173百万円
	主な内容	
	○ 清掃費算定の改善	11,882百万円
	○ 商工振興費(中小企業関連資金融資あっせん事業)	3,068百万円
	○ 標準職員数等の改善	△19,672百万円
5	その他の増減	60,813百万円

《投資的経費》△12,556百万円(4.3%減)

1	算定充実	352百万円
	主な内容	
	○ 電線類地中化事業経費	352百万円
2	事業費の見直し	△475百万円
	主な内容	
	○ 都市景観創出向上	△475百万円
3	算定方法の改善等	3,227百万円
	主な内容	
	○ 清掃費算定の改善	5,358百万円
4	その他の増減	△15,660百万円

経常・投資計

62,522百万円

平成 18 年度都区協議会の概要

開催日(決定日)		協議案・報告事項等に係る協議内容		備考
第 1 回	H18 年 8 月 7 日 (H18 年 8 月 7 日決定)	《協議案》 ① 平成 18 年度都区財政調整の決定について ② 監査をする委員の指名について	<ul style="list-style-type: none"> 18 年度都区財政調整決定方針及び算定結果(当初算定)を了承 	持ち回り会議
第 2 回	H18 年 11 月 14 日 (H18 年 11 月 14 日決定)	《協議案》 ○ 都区のあり方検討委員会の設置について 《報告事項》 ○ 都区のあり方に関する検討会のとりまとめについて	<ul style="list-style-type: none"> 都区協議会の下に「都区のあり方検討委員会」を設置することを了承 都区のあり方に関する検討会による、検討の基本的方向のとりまとめが報告され、了承 <p>※ 都区のあり方検討委員会等については、253 頁～263 頁を参照</p>	持ち回り会議
第 3 回	H19 年 1 月 31 日 (H19 年 1 月 31 日決定)	《協議案》 ① 平成 19 年度都区財政調整について ② 都と特別区及び特別区相互間の財政調整に関する条例の一部を改正する条例(案)について ③ 平成 18 年度都区財政調整再調整について ④ 平成 18 年度分の都と特別区及び特別区相互間の財政調整の特例に関する条例(案)について ⑤ 平成 19 年度都区協議会予算について 《報告事項》 ① 平成 17 年度都区協議会歳入歳出決算について ② 都区のあり方に関する検討について 《意見交換》 ○ 「10 年後の東京～東京が変わる～」(平成 18 年 12 月策定)について	<ul style="list-style-type: none"> 協議案①～⑤について、内容説明が行われ、原案のとおり決定 報告事項 2 点についても了承 <p>※ 協議内容の詳細については、「平成 18 年度第 3 回都区協議会会議録(抄)」(246 頁～252 頁)を参照</p>	